

共済の目的（住宅・家財）

《建物》

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。

◆事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）

ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合

イ 事務所・店舗等部分の面積が 20 坪以上となる場合

ウ 次の用途を兼ねる住宅

→常時 10 人以上が業務に従事する事務所・火薬類専門販売業、再生資源集荷業・作業員宿舎、簡易宿泊所・貸座敷、待合、割烹、料亭・キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの・映画館、劇場、遊技娯楽場・工場、作業場（常時 5 人以上が作業に従事するもの）、倉庫、車庫

《家財》

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に收容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

《共済の目的とならない住宅・家財（抜粋）》

- 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- 店舗専用の住宅、営業用の商品、器具備品、設備など
- 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
- 法人名義の住宅